

西部処理区運営事業 モニタリング基本計画書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	第1	3		ウ	第三者委員会によるモニタリング	第三者委員会のモニタリングについて対面にて開催する場合、外部有識者の出張旅費や人件費等の費用負担が発生するものと思料しますが、これらは貴市にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第三者委員会の外部有識者に係る費用は市負担となります。
2	1	第1	3		ウ	第三者員会によるモニタリング	第三者委員会と運営事業協議会は、別組織との理解でよろしいでしょうか？第三者委員会は常設で、運営事業協議会は紛争時に設置されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	1	第1	3		ウ	第三者員会によるモニタリング	第三者委員会の委員選定は、どのような方法で行うのでしょうか？また、委員の選定基準や、市や運営権者からの独立性を確保するための具体的な方策についてお聞かせください。	現時点では未定です。
4	1	第1	3		ウ	第三者員会によるモニタリング	第三者委員会の運営は、どのように行われるのでしょうか？市や運営権者が委員会の運営に介入できないような仕組みになっているか、具体的に説明をお願いします。	No3の回答を参照下さい。
5	2	第1	3			図1.1モニタリング基本設計図	(仮称)第三者委員会の構成に「運営事業者」が含まれていますが、間違い無いでしょうか？	No3の回答を参照下さい。
6	2	第1	3			モニタリングの体制	図1.1にある第三者委員会は、市と運営事業者が合意する有識者のみで構成されるのではないのでしょうか。市、運営事業者及び有識者で構成されるのは、実施契約第25条第2項によって設置される運営事業協議会であるとの理解です。	第三者委員会には市、運営権者を含みます。
7	2	第1	5			モニタリングに要する費用負担	第三者委員会に要する費用負担の記載が見当たりませんが、市の負担との理解でよろしいでしょうか？	No1の回答を参照下さい。
8	2	第1	5			モニタリングに要する費用負担	「運営事業協議会に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。」と記載されています。本費用の想定額をお示しください。また、本費用を計上する際、どの科目に計上すべきかご教示願います。	紛争が生じないことを大前提と考えているため、想定額はありません。費用負担は見込まなくて結構です。
9	2	第1	5			モニタリングに要する費用負担	第三者によるモニタリングに要する費用については、貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No1の回答を参照下さい。
10	2	第1	5			モニタリングに要する費用負担	第三者委員会の有識者の報酬や活動費等は、貴市が負担すると認識してよろしいでしょうか。	No1の回答を参照下さい。
11	2	第1	5			モニタリングに要する費用負担	運営事業協議会に要する費用は、貴市と運営権者が等しい割合で負担するとあります。想定される年間の費用についてご教示いただけないでしょうか。	No8の回答を参照下さい。
12	6	第2	2	(1)	ウ	改築に関する業務	表2.3に記載されている「完成図書」については、検査対象が「仮完成図書」であることから、「仮完成図書」であるべきと考えますがいかがでしょうか。	モニタリングでは納品された完成図書を用いて実施します。
13	6	第2	2	(1)	ウ	改築に関する業務	SPCから設計や工事の専門業者に発注する想定ですが、その場合、表2.3中の多くの書類（着手届、計画書、完成届など）は委託先等からSPCへ提出されるものとなります。このような場合にSPCから市へ提出し確認・承諾を受ける書類は何になりますか。	本事業の事業者はSPCであることから、全てSPCが市へ提出となります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
14	9	第2	3			表2.7モニタリングに関する確認事項	事業期間中の市の確認事項でKPIの報告を四半期ごとに受け、異常値がないか等、確認すると記載されています。KPIは、目標達成に向けたプロセスを計画的に管理するための指標と認識しています。KPI値を評価して逸脱があれば、手順の変更や改善またはKPIの見直しを行うものであると考えます。従いまして、「異常時の確認」ではなく、「異常値に対して適切な対応を行っているかを確認する」と表記を変更することは、可能でしょうか。	「・・・異常値がないか等・・・」の等に異常値の確認と経過確認も含まれるので、変更しません。
15	11	第3	1			契約内容の遵守状況に応じた措置	契約内容未達があった場合でも、当該契約内容未達について、運営権者の責めに帰すべき事由がない場合には、各措置の対象とはならないことをご確認ください。	運営権者に責が無い事を証明できた場合はご理解のとおりです。
16	11	第3	1			契約内容の遵守状況に応じた措置	契約内容未達時の措置として、注意、是正勧告、警告、命令、契約解除が挙げられていますが、これらの措置が実際に有効に機能するための具体的な基準や内容は、どのように定められているのでしょうか？特に、軽微な違反に対する注意や是正勧告は、運営権者にとって抑止力として不十分な可能性も考えられます。実効性を高めるための工夫があれば、お聞かせください。	これらの措置を要する事なく契約内容の遵守が遂行できる組織を期待しています。
17	11	第3	1	(2)		是正勧告	「第3_1 措置の是正が行われていると認められない場合」とは、認定レベル1に該当する事象の是正が行われていると認められない場合のこととの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお以下の修正を行います。 「（前略）又は契約内容未達がレベル2に該当すると～」→「（前略）又は契約内容未達がレベル2以上に該当すると～」